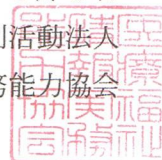


平成 22 年 3 月 8 日

内閣府認証特定非営利活動法人

医療福祉情報実務能力協会



平成 22 年度診療報酬点数改定

看護助手（メディカルケアワーカー®）が、診療報酬上で

「チーム医療」の取組評価されました！

急性期入院医療において、手厚い人員体制を確保することで、多職種が連携し、より質の高い医療を提供するとともに、病院勤務医の負担軽減にも寄与するような取組を評価する。

急性期の入院医療においても、患者の高齢化に伴い、看護補助業務の重要性が増している。病院勤務医の負担軽減の観点からも、医師が行っている一部を看護職員が担いつつ、看護職員でなければならない業務に専念する為、看護補助者（メディカルケアワーカー®）の配置を評価する。・・・骨子【重点課題 2-1-(2)】より抜粋

1. 実際に病院勤務医の負担軽減及び処遇につながるよう、今後新たに評価する項目

(要件を加える項目)

- 急性期看護補助体制加算
- 栄養サポートチーム加算
- 呼吸ケアチーム加算
- 小児入院医療管理料
- 救命救急入院料

また、当協会の「認定理・美容介護師・助師」も上記の体制加算の算定条件をクリアしています。